

川南町犯罪被害者等支援金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川南町犯罪被害者等支援条例（令和8年川南町条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき支給する犯罪被害者等支援金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。

(3) 重傷病 医師の診断により当該負傷又は疾病に係る療養の期間が1月以上であり、かつ3日以上病院に入院することを要したもの（当該疾病が精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができないもの）をいう。

(4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していたもの（親権者が町内に住所を有する成人年齢に達していない者が当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町外に住所を有していた場合は、町内に住所を有していた者とみなす。）をいう。

(5) 犯罪被害者等支援金 次条に規定する遺族支援金又は重傷病支援金をいう。

(犯罪被害者等支援金の額)

第3条 犯罪被害者等支援金は一時金とし、その額は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族支援金 30万円

(2) 重傷病支援金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族支援金の額は、同号に定める額から既に支給した重傷病支援金の額を控除した額とする。

(犯罪被害者等支援金の支給対象者)

第4条 前条の犯罪被害者等支援金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる犯罪被害者等支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（遠隔地での勤務又は学習のため一時的に本町の区域外に住所を有する者を含む。）の遺族（犯罪行為が行われた時において町内に住所を有する者に限る。）であって、次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となるもの

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者。ただし、成人年齢に達していない場合は、当該犯罪被害者の親権者

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者

とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者と生計を一にしていた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（支給の制限）

第5条 第3条から前条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、犯罪被害者等支援金を支給しないものとする。ただし、第1号において親族関係が破綻していたと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係を含む。）があつたとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金の支給が社会通念上適切でないとき。

（支給の申請）

第6条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 遺族支援金 川南町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
 - ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - イ 犯罪被害者の消除された住民票の写し
 - ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の抄本その他の証明書（申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者の場合は除く。）

オ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡した当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（イからエまでに掲げる書類により確認できない場合に限る。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金 川南町犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書（様式第2号）及び次に掲げる書類

ア 犯罪被害者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 犯罪被害者の住民票の写し

ウ 犯罪被害者が成人年齢に達していない場合は、犯罪被害者と申請者との親権に関する戸籍の抄本及び申請者の住民票の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（申請の期限）

第7条 犯罪被害者等支援金は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。ただし、当該期間内に申請をしなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等支援金の支給の適否を決定し、川南町犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第3号）又は川南町犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（犯罪被害者等支援金の請求）

第9条 前条の規定により犯罪被害者等支援金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、川南町犯罪被害者等支援金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（支給の決定の取消し等）

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した犯罪被害者等支援金がある場合は、その返還を求めるものとする。

(1) 第5条に規定する犯罪被害者等支援金の支給の制限に該当すると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等支援金の支給決定又は犯罪被害者等支援金の支給を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消したときは、川南町犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(報告等)

第11条 町長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、受給者に対して報告を求め、又は職員をして調査を行うことができる。

2 町長は、申請があった場合は、必要に応じて警察に当該犯罪被害等の事実関係についての照会を照会書(様式第7号)により行うことができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、この規則の施行日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

川南町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書

年 月 日

川南町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

次のとおり、関係書類を添えて遺族支援金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃		
犯罪行為が行われた場所				
犯 罪 被害者	氏名（ふりがな）	（ ）		
	生年月日	年 月 日生		
	犯罪行為が行われた 当時の住所			
	死亡年月日	年 月 日		
犯罪被害の発生状況				
死亡前の重傷病支援金の支給の有無		有 ・ 無		
取扱警察署		都 道 府 県 警察署		
他の第 1 順位 の遺族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所	

【同意確認事項】

- 1 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、川南町長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- 2 本申請において第1順位遺族が複数人いるとき又は遺族支援金の支給決定を受けた後にこの支援金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。
- 3 川南町犯罪被害者等支援金の支給に関する規則第5条に規定されている支給の制限については、該当しません。該当していた場合は、遺族支援金が支給されないことに同意します。

氏 名（署名）

様式第2号（第6条関係）

川南町犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書

年 月 日

川南町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、関係書類を添えて重傷病支援金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯 罪 被害者	氏名（ふりがな） ()
	生年月日 年 月 日生
	犯罪行為が行われた当時の住所 （現住所と異なる場合のみ記入）
犯罪被害の発生状況	
重傷病の状態	別添診断書のとおり
取扱警察署	都 道 府 県 警察署

【同意確認事項】

- 1 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、川南町長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- 2 川南町犯罪被害者等支援金の支給に関する規則第5条に規定されている支給の制限については、該当しません。該当していた場合は、重傷病支援金が支給されないことに同意します。

氏 名（署名） _____

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

川南町犯罪被害者等支援金支給決定通知書

様

川南町長

印

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等支援金（遺族支援金・重傷病支援金）については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

支給決定額

円

年 月 日

川南町犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

様

川南町長

印

年 月 日付で支給の申請のありました犯罪被害者等支援金（遺族支援金・重傷病支援金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

【教示事項】

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、川南町長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

川南町犯罪被害者等支援金請求書

川南町長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、犯罪被害者等支援金の支給を請求します。

請 求 金 額	円	
支給決定通知書の番号等	年 月 日付け 第 号	
犯罪被害者等支援金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 重傷病支援金	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	預金種別	普通 ・ 当 座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

年 月 日

川南町犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書

様

川南町長

印

年 月 日付け 第 号で支給決定しました犯罪被害者等支援金（遺族支援金・重傷病支援金）については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由

【教示事項】

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、川南町長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

川南町長

印

照 会 書

本町におきまして、川南町犯罪被害者等支援条例及び川南町犯罪被害者等支援金の支給に関する規則に基づき、犯罪被害者等への支援を実施しております。

このたび、本町の犯罪被害者等から別添のとおり本制度に基づく犯罪被害者等支援金の支給申請を受理しました。

つきましては、犯罪被害者等支援金支給の適否を審査する必要があるため、当該事件の事実の有無等について下記のとおり照会させていただきますので、御回答願います。

なお、別添申請書において、申請者（犯罪被害者等）から本照会をすることについての同意を取得していることを申し添えます。

記

1 照会事項

- (1) 届出事実の有無
- (2) 受理警察署、番号、罪名
- (3) 申請内容と警察への被害申告内容との相違

2 添付書類

支給申請の内容が記載された書面の写し